

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年9月28日政令第261号）第35条第2項	毒物劇物販売業の登録票書換え交付	指導予防課

- 1 審査基準は、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年9月28日政令第261号）第35条及び毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年1月23日厚生省令第4号）第11条の2に適合すること。
- 2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出て下さい。